

役員等の報酬等に関する規程

(2022 年（令和 4 年）4 月 1 日改正)



社会福祉法人多摩同胞会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多摩同胞会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条並びに定款施行細則第7条の規定に基づき、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員選任・解任委員、評議員及び顧問を併せて、役員等という。
- (2) 業務執行役員とは、業務執行役員会を構成する理事長、副理事長及び業務執行理事をいう。
- (3) 報酬等とは、基本報酬、役職手当及び退任謝礼金をいう。
- (4) 費用とは、別表1に定める業務に従事するために要した旅費、宿泊費及び交通費等の経費をいう。

(報酬等の支払い)

第3条 役員等に対しては、業務執行の実績に基づき、別表1に定める範囲内で基本報酬を支払う。

2 業務執行役員に対して、別表2に定める範囲内で役職手当を支払う。

3 役員が退任する場合は、別表3に定める範囲内で退任謝礼金を支払う。ただし、法人に特別の功労のあった場合は、別表3の定めにかかわらず、理事会の決定によるものとする。

4 賞与は支払わない。

5 この法人の職員(非常勤職員を除く。)として職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支払わない。

(報酬等の支払い方法)

第4条 役員等に対して報酬等を支払う時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 業務執行役員に対する基本報酬及び役職手当は月額を、職員給与規程第8条第1項の規定に準じて支払う。

(2) 業務執行役員を除く役員等に対する基本報酬は別表1による業務実績に基づき、その都度支払う。

(3) 役員に対する退任謝礼金は、退任後速やかに支払う。

2 報酬等の支払い方法は、現金による。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に当該月末日までに振り込むことができる。

(費用)

第5条 役員等が業務に従事するために旅費・交通費及び宿泊費を要する場合は、別表4に定める費用を支払う。

2 役員等が業務の遂行するために自己所有車両を使用した場合は、別表第5に定めるところによる。

(改正)

第6条 この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第7条 この規程の事務取扱に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

1 この規程は、平成14年1月1日から施行する。

2 役員報酬に関する規程（平成7年1月1日）は廃止する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。（一部改正）

付 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。（一部改正）

付 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。（一部改正）

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（一部改正）

付 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。（一部改正）

付 則

この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。（一部改正）

別表１ 業務区分による基本報酬額

役職	業務区分	単位(1人当たり)	年間総額上限(合計)
理事長及び 業務執行理事	- 年間を通じての定期的な担当業務への従事 - 内部会議への出席 - 外部会議又は研修への出席 - 業務運営指導	業務時間に基づき、 月額 120,000円 (週6時間) から 月額 600,000円 (週30時間) までの 範囲で個別に定める	16,000,000円 (5名の実績に基づく 総額)
理事長及び 業務執行理事 以外の理事	内部会議(理事会、評議員会 など)への出席	1回 10,000円	540,000円
	業務運営指導	半日 15,000円	
	外部会議又は研修への出席	半日 10,000円	
監事	内部会議(理事会、評議員会 など)への出席	1回 10,000円	700,000円
	監査及び業務運営指導	半日 15,000円	
	外部会議又は研修への出席	半日 10,000円	
評議員	評議員会への出席	1回 10,000円	500,000円
	業務運営指導	半日 15,000円	
	外部会議又は研修への出席	半日 10,000円	
評議員選任・ 解任委員会 委員	評議員選任・解任委員会への 出席	1回 10,000円	60,000円
顧問	内部会議(理事会、評議員会 など)への出席	1回 10,000円	200,000円
基本報酬額 合計			18,000,000円

備考 業務執行役員を除く役員等の基本報酬額は源泉徴収額控除後の金額

別表２ 役職手当

役職	単位(1人当たり)	年間総額上限(合計)
理事長	月額 120,000円	5,000,000円
副理事長	月額 100,000円	
業務執行理事	月額 80,000円	

別表3 退任謝礼金

支給対象	支給額
役員	1年につき、10,000円を在任年数に乗じた額 ただし、在任期間が1年に満たない場合であっても1年とする。

備考 評議員及び評議員選任・解任委員会委員の退任にあたっては、感謝状と記念品をもって謝意を表することとする。

別表4 旅費及び交通費

1 交通機関の利用範囲
(1) 原則として公共交通機関を利用するが、地域、時間等の制限がある場合はタクシーの使用を可とする。
(2) 普通旅客運賃を基準とする。
(3) 距離により、急行券、特急券、座席指定及び航空券の使用を可とする。
(4) 経路は最も合理的なものとする。
2 費用弁償額
(1) 交通費
基本額を2,000円（往復）とし、上回る場合は実費を支払う。
月額で支払う場合は、基本額に業務日数を乗じた額とする。
(2) 宿泊費
研修費及び参加費に宿泊費が含まれない場合は、宿泊費を実費で支払う。ただし、1泊18,000円を上限とする。

別表5 自己所有車を使用した場合の実費弁償

走行距離等	実費弁償額
10km以内	2,000円
10kmを超える場合	2,000円に、1kmを超えるごとに30円を加算した額 ただし、1kmに満たない距離は、1kmとして算定する。
有料道路料金	必要により使用した場合は、実額